

世界へ羽ばたく人材育成奨学金に係る 一部返還免除の取扱いについて

詳細はお問い合わせください



世界へ羽ばたく人材育成奨学金に係る一部返還免除の取扱いについて

令和7年11月

人権教育課

○一部返還免除の対象者

鳥取県育英奨学資金（国外大学）の貸与を受け、国外大学を卒業後、1年以内（やむを得ない理由があると認められる場合は3年以内）にUターンして、卒業から8年以内に県内に居住又は県内で就業した期間が通算5年以上に達した者。

- ・県内居住とは鳥取県内に住所を定めて暮らすことをいう。

この場合、県内外を問わず就業していることを必須とする。

- ・県内就業とは鳥取県内に住所のある会社等で働くこと。

ただし、鳥取県内に主たる事務所を有する法人・団体等の県外事業所等で働く場合も含む。

		居住地	
		県内	県外
就業先	県内	○	○
	県外	○	×

※鳥取県内に主たる事務所を有する法人・団体等の県外事業所等で働く場合は県内就業の対象となる

※居住地が県内、県外いずれの場合でも就業していなければ対象外。

<県内就業について>

- ・就業形態は、正社員、アルバイト、パート、自営のいずれも可とする。
- ・就業先は、企業、NPO、任意団体のいずれも可とし、法人格の有無を問わない。
- ・県内就業は、勤務地又は主たる事務所の住所で判断する。
（勤務地が県外でも本社が県内なら期間通算の対象となる）
- ・なお、就職活動、起業の準備期間等の期間は通算に含まない。

○返還額・返還年数のシミュレーション

- ・返還は基本額部分から開始、基本額を返還後、国外加算額を返還するという整理をしている。

基本額			国外加算額			総 額 (千円)	返還年額(千円) ※総額の 1/20
基本月額 (千円)	基本額総額 (千円)	返 還 年 数 (年)	国 外 加 算 月 額 (千円)	国外加算 額総額＝ 免除上限 額 (千円)	返還年 数(年)		
60	2,880	15	20	960	5	3,840	192
		12	40	1,920	8	4,800	240
		8.6	80	3,840	11.4	6,720	336
90	4,320	16.4	20	960	3.6	5,280	264
		13.8	40	1,920	6.2	6,240	312
		10.6	80	3,840	9.4	8,160	408
120	5,760	17.1	20	960	2.9	6,720	336
		15	40	1,920	5	7,680	384
		12	80	3,840	8	9,600	480

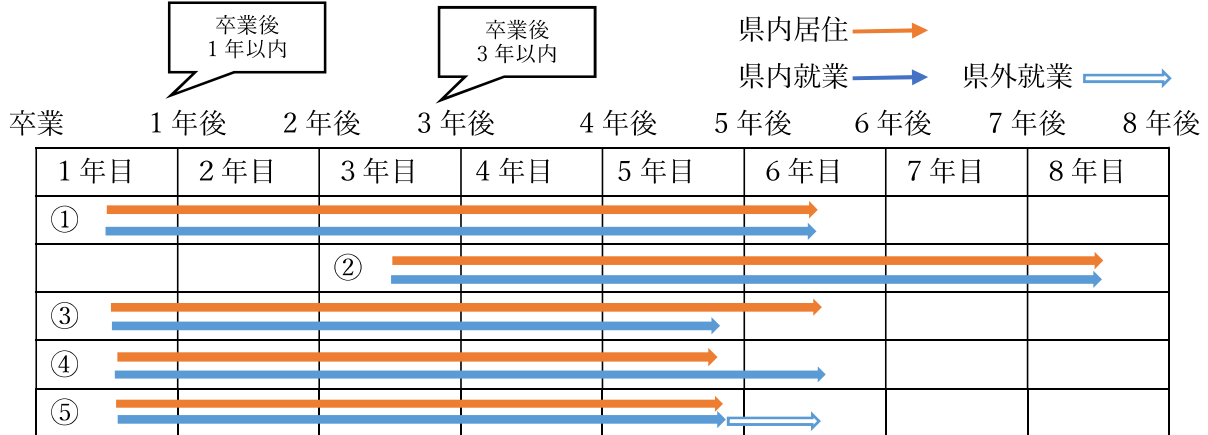
○返還免除について

対象者が在学中に貸付を受けた奨学金のうち国外加算額相当分の返還債務が免除できる。

【免除条件】

国外大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日以降に、通算 5 年以上県内に定住又は県内で就業していると認められる場合（県内就業の場合は、居住地を問わない）。

なお、居住の場合は就業していることが必須（勤務地を問わない）。



①卒業後 1 年以内に県内居住し、5 年間継続して居住（県内または県外で就業） ⇒ ○

②卒業後 3 年以内に県内居住し、5 年間継続して居住（県内または県外で就業） ⇒ ○

※ 国内への転居、災害、疾病等すぐに県内居住できないやむを得ない理由がある場合のみ

③卒業後 1 年以内に県内居住し、5 年間継続して居住したが途中で失業した ⇒ ×

④卒業後 1 年以内に県内企業（主たる事務所が県内に所在）に就職、5 年間継続して勤める途中で同じ企業の県外事務所に転勤した。 ⇒ ○（県内企業での就業が継続したと認められる）

⑤卒業後 1 年以内に県外企業（主たる事務所が県外に所在）に就職、県内の事業所に勤める途中で、5 年経つ前に同じ企業の県外事務所に転勤した。 ⇒ ×（県内就業が継続したと認められない）

【確認方法】

・免除申請書（規則の別紙様式第 1 1 号）

・添付書類

（卒業及び県内居住または就業の期間が通算 5 年間以上の条件を満たしていることが確認できるもの）

学位取得を確認する書類

居住を確認する書類

（県内居住の期間に係る住民票、戸籍の附票）

就業を確認する書類

（県内就業の期間に係る勤務先の就業証明書、自営業の場合は当該期間分の確定申告書の写し）

その他、県内居住または県内就業を確認できる書類

※県内居住または県内就業を開始したとき、奨学生は、県内居住・県内就業開始届（別紙様式）により届け出が必要です。

【質疑応答】

- ・ 国外大学卒業後、大学院（国外・国内）に進学した場合の返還開始年はいつになりますか？
→ 猶予申請を行うことにより、開始年を大学院卒業まで先送りできます。
- ・ 就業先（県外企業）の人事異動により、一度県内で配属した後、県外に配置換えとなった場合、県外配属期間は通算５年に算入できますか？
→ 県外企業の県外事務所での勤務期間は通算５年に算入しません。
- ・ 鳥取県未来人材育成奨学金支援事業での奨学金返還助成を受ける予定ですが、併用は可能ですか？
→ 未来人材による助成は返還免除の額を除いたものが対象となり、重複しません。
※なお、未来人材で助成を受けた返還金まで、遡って返還免除にすることはありません。
- ・ 卒業後、Ｕターンを３年以内まで延長できる場合の、やむを得ない理由とはなんのでしょうか？
→ 国内への転居、災害、疾病が該当します。その他の理由については、個別に判断します。

県内居住・県内就業開始届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

次のとおり開始しましたので、届け出ます。

(届出者) 奨学生番号 第 _____ 号

在学(出身) 学校名 _____

奨学生氏名 _____

開 始 事 由			県内居住 ・ 県内就業 (該当するものにすべて○を)
届出内容	県内居住	開始年月日	年 月 日
		住 所	〒
		電 話	() ー
	県内就業	開始年月日	年 月 日
		勤務先名称	
		主たる事業所の所在地	県内 県外 ()
		勤務先住所	〒
		勤務先電話	() ー
		就 業 形 態	正社員、アルバイト、パート、自営 (該当するものに○を)

[県内居住・県内就業開始届記入上の注意]

- 1 奨学生番号については、複数の奨学金の貸与を受けている場合は、該当の番号を記入すること。
- 2 在学(出身) 学校名については、奨学金の貸与を受けた時に在籍していた学校名を記入すること。
- 3 奨学生氏名については、氏名に変更があった場合、新氏名を記入すること。